

## 1 基本事項

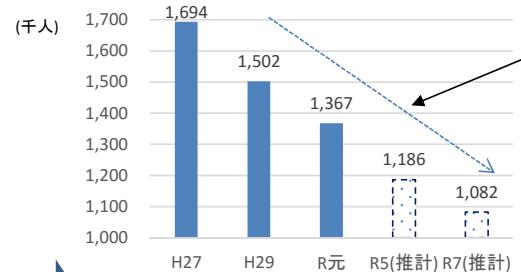
# 千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し」の概要

- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえ事務を実施（努力義務）
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間（中間年である令和2年度に見直しを行う）
- 基本理念：「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

※パブリックコメント及び  
県内市町村等の意見を反映し  
見直し後の運営方針を決定

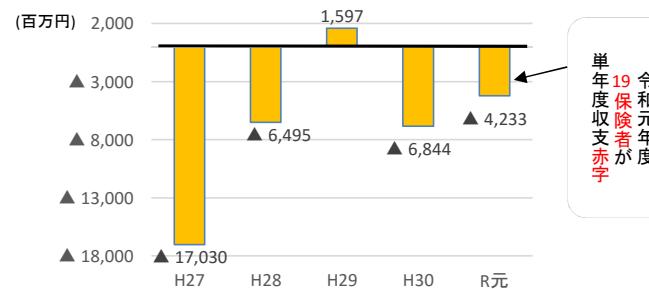
## 2 市町村国民健康保険の課題

### ○ 被保険者数の減少



財政リスクの増加への対応が必要

### ○ 市町村特別会計（実質収支）の赤字



### ○ 被保険者1人当たり医療費の伸び



医療費適正化の取組等により  
伸び幅の抑制が必要

## 3 中間見直しにおける主な変更点（ポイント）

### （1）広域化後の国保の現状を適切に反映

- 広域化前の推計値を上回る被保険者数の減少傾向  
・社会保険の適用拡大・高齢世代の就労促進
- 決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向  
・公費拡大による収支改善・計画的な削減計画の実施
- 各種指標数値の時点修正
- 新型コロナウイルス感染症等が与える影響を丁寧に注視

### （2）将来的な保険料水準の統一について 市町村との議論を深化

- 「保険料水準のあり方を引き続き検討」から一步進めて、  
将来的な保険料水準の統一について、市町村等との  
本格的な議論を今後深めていくことを明確化
- 議論に際しては、新型コロナウイルス感染症等が医療費  
等に与える影響を丁寧に注視

### （3）各主体における取組内容を推進

- 収納対策を中心とした市町村の取組を反映  
・インターネットを活用した公金収納支援  
・外国人に対する収納対策ほか
- 広域化後に県で開始した各種取組を反映  
・広域的な給付点検の開始  
・不正利得回収に係る指導等  
・糖尿病性腎症重症化予防のための連携体制の構築ほか

## 4 個別の取組・方針

### 基本的な骨格は維持

- （1）国保の医療費及び財政の見通し
- 令和7年度までの国保医療費を推計
  - 将来的な単年度財政収支の均衡を目指す
  - 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

### （2）保険料の標準的な算定方法

- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法  
(基本的な考え方)
- 所得と被保険者数で納付金を算定
  - 標準的な収納率は市町村の実績に基づき設定
  - 税課限度額は政令と同額で設定

### （3）保険料の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- （4）保険給付の適正な実施
- （5）医療費の適正化の取組
- （6）その他
  - 市町村事務の効率化の推進
  - 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携